

騒音規制法 特定施設の種類の種類

特定施設について（騒音規制法施行令別表第1）

1	<p>金属加工機械（イ～ル）</p> <p>イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上） ロ 製管機械</p> <p>ハ ベンディングマシン（ロール式で原動機の定格出力が3.75kw以上） ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く）</p> <p>ホ 機械プレス（呼び加圧能力が30重量トン以上） ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上）</p> <p>ト 鍛造機 チ ワイヤフォーミングマシン</p> <p>リ プラスト（めプラスト以外で密閉式を除く） ヌ タンブラー ル 切断機（といしを用いるもの）</p>
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上）
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上）
4	織機（原動機を用いるもの）
5	<p>建設用資材製造機械</p> <p>イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45m³以上）</p> <p>ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上）</p>
6	穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kw以上）
7	<p>木材加工機械</p> <p>イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kw以上）</p> <p>ハ 碎木機 ニ 帯のこ盤（製材用は原動機の定格出力が15kw以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kw以上）</p> <p>ホ 丸のこ盤（製材用は原動機の定格出力が15kw以上、木工用は原動機の定格出力が2.25kw以上）</p> <p>ヘ かんな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上）</p>
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるもの）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳型造形機（ジョルト式のものに限る）